

民有地の樹木の管理をお願いします！！

◇道路にはみ出している樹木、枯れている木等の剪定、伐採を◇

道路沿いの樹木が道路上に倒れたり、枝が落ちたりなどして、大きな交通事故や交通障害（渋滞など）の原因につながることがあります。

車両や通行者の安全確保のために、道路管理者としても適切なパトロールを行っていきますので、道路に接する民有地等に樹木を所有している方も、樹木を適切に管理していただくようお願い致します。

◇伐採・剪定を行う前に連絡を◇

道路や歩道に民有地からはみ出した樹木や倒木によって被害が発生した場合は、樹木の所有者が損害賠償等の責任に問われる場合があります。

伐採や剪定の作業をする際、危険が及ばないように交通規制をしたり、斜面からの石が道路上に転がり落ちたりしないように防護処置をお願い致します。

作業される前には、最寄りの出張所までご連絡をお願い致します。



出張所名	電話番号	管理区間	
宮古西維持出張所	0193-71-1760	国道45号	山田町～宮古市藤原地内
		三陸沿岸道路	山田南IC～宮古北IC
宮古維持出張所	0193-62-5077	国道45号	宮古市藤原～岩泉町、田野畑村
		三陸沿岸道路	宮古北IC～普代IC
久慈維持出張所	0194-53-2790	国道45号	普代村、野田村、久慈市、洋野町
		三陸沿岸道路	普代IC～階上IC